

令和元年度第2回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日時】令和元年9月3日（火）午後3時～午後5時

【場所】市役所204会議室

【出席委員】13名

半田結委員 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部教授]、金谷公子委員 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部保育課第一部・保育課第三部非常勤講師]、睦谷美恵子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、山根一正委員 [高雄小学校長]、中塚真由美委員 [尾崎幼稚園長]、目木志子委員 [坂越保育所長]、中川正悟委員 [社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園副園長]、片岡裕紀子委員 [赤穂保育所保護者会]、佐井枝里子委員 [赤穂市PTA連合会母親部会]、氏部あかね委員 [公募市民]、高木稔之委員 [公募市民]、井上昭彦委員 [連合西播赤穂地区連絡会会長]

【欠席委員】1名

西原恵美委員 [学校法人兵庫カトリック学園 赤穂あけぼの幼稚園副園長]

【事務局】

健康福祉部 西田佳代健康福祉部長、東南武士教育次長（管理）
名田よしみ子育て健康課長、日笠二三枝保健センター所長
宍戸崇起子育て健康課こども支援係長

教育委員会 近藤雅之教育委員会こども育成課長、
高見直樹教育委員会生涯学習課長
山内陽子教育委員会こども育成課こども育成担当係長

オブザーバー 中村剛関西福祉大学社会福祉学部長
株式会社関西計画技術研究所

【次第】

1. 開 会

2. 報 告

(1) 赤穂市子どもの生活実態調査について

① 調査結果（速報値）について【資料1】

② 社会資源調査について【資料2】【資料3】

(2) 幼児教育・保育の無償化の概要について【資料4】

3. 議 事

(1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について

① 計画の策定について【資料5】

② 赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計【資料6】

③ 量の見込みと確保方策（案）について【資料7】

4. その他

5. 閉 会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、委員14名中13名の皆さまにご出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、オブザーバーとして、関西福祉大学社会福祉学部長の中村教授と、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務および子どもの生活実態調査業務を委託しております株式会社関西計画技術研究所の上野さんと大内さんにもご出席いただいております。

それでは、はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付しておりましたレジメと委員名簿、資料1の「子どもの生活実態調査結果報告書（速報値）」、資料2「赤穂市子どもの生活実態調査に係る社会資源調査について」、資料5「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、資料6「赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計について」、資料7「量の見込みと確保方策（案）」、こちらは皆さまお揃いでしょうか。

これらに加えまして、本日、資料3「子ども・子育て支援事業計画に関する概念図」、資料4「幼児教育・保育の無償化の概要について」と、参考資料として「幼稚園・保育所等利用状況」をお手元にお配りしておりますが、こちらも皆さまお揃いでしょうか。

本日、これらの資料と合わせまして、「ニーズ調査結果報告書」をお持ちいただくようお願いしておりましたが、もし無いという方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

それでは、ここから先の進行につきましては、赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、半田会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

～会 長～

よろしく願いいたします。

早速ですが議事に入りたいと思います。

始めに、会議の公開、傍聴につきましては、議題には不開示情報が含まれておりませんので、公開といたします。

本日の傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

さっそく、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

2. 報告

(1) 赤穂市子どもの生活実態調査について

- ① 調査結果（速報値）について【資料1】
- ② 社会資源調査について【資料2】【資料3】

～会 長～

まず、報告の「(1) 赤穂市子どもの生活実態調査について」ということで、①調査結果の速報値についてと②社会資源調査について、事務局から説明をお願いいたします。

～事務局～

前回の会議でもご報告させていただきましたが、全国的にも子どもの貧困が大きな問題となっていることから、赤穂市におきましても、市内在住の小学5年生および中学2年生とその保護者の方を対象に、子どもの生活実態調査を実施しました。このほど、調査結果の速報値がまとまりましたので、株式会社関西計画技術研究所さんよりご説明いただきます。

～オブザーバー～

関西計画技術研究所です。

私のほうからは、資料1「赤穂市子どもの生活実態調査報告書(速報値)」について、ご説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、2ページ目をお願いいたします。第1章「調査の実施にあたって」のところで、「1. 調査の趣旨」につきましても、先ほど、事務局より説明があった通り、貧困問題が社会問題になっているということと、今年度、子ども・子育て支援事業計画を策定するということから、今回、こういった実態調査を行ったということです。

次は「2. 調査対象者と調査方法」です。今回は、小学5年生、中学2年生とその保護者の全員を対象として行っております。調査の方法としましては、市立の学校は学校を通じて配布しまして、郵送にて回収を行っております。私立の学校に通う子どもに対しましては、配布・回収ともに郵送で行っております。また、配布にあたりましては、子どもや保護者の封筒を分けさせていただいて、お互いの回答が見えない形で行っております。調査の実施時期につきましては、令和元年7月8日から令和元年7月24日まででございます。

そして、「4. 配布・回収状況」です。配布状況としましては、配布数が796件、回収が427件、回収率が53.6%となっております。その内訳としましては、小学生が227件の回収で回収率が54.8%、中学生が199件回収で回収率が52.1%となっております。なお、今回の調査につきましては、保護者、子どもの両方とも全ての家庭で返していただいているという状況でございます。

続きまして、簡単に調査結果のご報告をさせていただきます。

3ページをお開きください。第2章は保護者のアンケートの結果です。「1. 家庭の状況について」で回答いただいた方の年齢、性別を聞いています。年齢としましては、「40～49歳」が60.7%で一番多く、次いで「30～39歳」の方と続いております。性別につきましては、女性の方が87.8%、男性の方が9.6%となっております。

少しとばしまして、6ページ目です。「問3 保護者の方の職業」を尋ねております。まず、父親につきましては、「常勤・正規職員」が86.1%、次いで「自営業」が10.5%で続いております。次に母親につきましては、「パート・アルバイト・非正規職員」が46.9%で最も多く、次いで「常勤・正規職員」が27.1%、「家事専業」が17.1%で続いております。

7ページです。「問4 子どもと生計を共にしている世帯全員の合計年間収入」を尋ねた質問でございます。一番多いのが「1,000万円以上」で9.8%、次いで「450～500万円未満」と「500～

550万円未満」がともに7.7%、4番目が「550～600万円未満」で、たいがい450万から600万のところに回答が集中しております。

そして、8ページからは「2. 日常生活における支出について」ということで、お金が足りなくて食料が買えなかったこととか、お手伝いの状況であるとか、赤穂市における制度の認知状況を尋ねる設問がずっと続いております。こちらのほうは割愛させていただきます。

次は22ページ、第3章は子どもアンケート結果です。こちらが子どもさんに回答いただいた調査結果になります。まず、「問1あなたは小学生ですか、それとも中学生ですか」という質問をしております、「小学生」が53.2%、「中学生」が46.6%で、お一人だけ回答をいただけていません。「問2あなたの性別について」は、「男子」49.6%、「女子」49.4%ということで、だいたい男女半々という回答です。

23ページをお開きください。「2. 毎日の生活について」ということで、「問3あなたは、食事を毎日とれていますか」という設問です。「毎日十分に食べられている」が86.9%で最も多く、次いで「毎日食べられているが、十分に食べられない日がある」が9.1%、「時々、食べられない日がある」が0.5%という形になっております。そして、時々しか食べられないという回答の方に尋ねたのが「問4毎日食事をとれない理由は何ですか」という設問です。それに対しましては、「時間がない」という回答が57.1%で7人中4人の方、残り3人の方は「おなかがすいていない」という回答で、「用意されていない」「食べる習慣がない」という回答はありませんでした。

「問5あなたは、必要と思う服を買ってもらえないと思うことはありますか」という質問に対しましては、「ない」が70.5%で最も多くなっております。次が「ほとんどない」「ときどきある」「よくある」と続いておまして、こちらの質問に関しましては保護者にも聞いております。保護者に関しましては、8ページの間6に掲載しております。保護者では、「よくあった」が1.2%、「ときどきあった」が8.4%、「ほとんどなかった」が13.8%、「なかった」が76.3%となっております。「よくある」「ときどきある」という回答につきましては、子どもと保護者がほぼ同じような回答になっているという結果でした。

24ページからは、「問6学校で必要なもの（文房具など）を、買ってもらえないことはありますか」とか、「問7友だちづきあいをする上で必要なもの（おもちゃやゲームなど）を、買ってもらえないことはありますか」という質問が続いております。

そして、最後にご紹介させていただくのが、25ページ一番下の問11です。こちらも保護者に同じような質問をしているところで、「あなたは、家族と話す時間がありますか」という質問です。一番多いのが「十分にある」で55.3%、「ある」が37.5%、「あまりない」が5.6%、「ほとんどない」が1.6%となっております。子どもは90%以上が家族と話す時間があるとお答えています。一方、保護者の方には、10ページの間9で「子どもと話しができないと思うことがありますか」質問させていただいておりますが、「よくある」が9.6%、「ときどきある」が36.3%となっております。子どもの90%以上が「十分にある」と答えているのに対しまして、保護者の方は、45%くらいの方があまり子どもと話ができいていないという回答になっておりました。

本日の報告としましては、ここまでとさせていただきます。今後の分析につきましては、クロス集計と言いまして、例えば、性別、所得の階層別であるとか、そういったクロス分析を加えさせていただきます。より実態が見える形での分析をさせていただきたいと考えております。

私からのご報告は以上とさせていただきます。

～事務局～

それでは続きまして、子どもの生活実態調査に係る社会資源調査について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。子どもの生活実態調査につきましては、先ほど、ご報告をさせていただいた通りですが、この社会資源調査は、目的のところにも記載しておりますが、子どもの生活実態調査を受けまして、今後、赤穂市として、どのような支援が必要なのかを検討するために、日々、子どもと接する機会の多い機関や行政担当者など、そういう皆さんにアンケート調査を行うものです。

このアンケートは、8月19日から8月30日、学校歯科医につきましては8月27日から9月6日の間、郵送または直接配布の方法で実施しております。資料の2枚目に、社会資源調査の対象機関等の一覧を付けております。アンケートをお願いしたのは、ここに記載しております通り、合計166名の方で今現在、回答が返ってきている段階です。

アンケートの内容は、資料の3枚目に付けさせていただいております。内容に関しましては、皆さんがこれまでに、経済的に困窮している子どもたちと接したことがあるか、その子がどのような状況だったか、今後、そういう方の支援を行うにはどのような方法が適切と考えるか、そういった内容でアンケートを実施しております。

こちらのアンケートにつきましても、子どもの生活実態調査の最終結果と合わせて報告書にまとめることとしております。これらの結果を基に、今後、子どもに必要な支援策を検討しまして、子ども・子育て支援事業計画の第2期計画に反映させていく予定です。子どもの生活実態調査をどのように第2期計画に反映させていくか、その視点につきまして、共同研究を行っております関西福祉大学よりご説明をお願いいたします。

～オブザーバー～

それでは失礼します。

資料3をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、この図の左下をご覧ください。現実（実態）を知るための3つのアプローチのところ。何かの施策、計画を立てて、実行するにあたっては、まず、事実、現実はどうかということを知るために、3つアプローチがあります。私が関わっている子どもの実態調査の中の貧困というものに関して言えば、その1つが子どもの実態調査、2つ目に資源調査があります。その他、子ども家庭福祉関連の担当者からのヒアリングというものがあります。これらによって、事実を確認するのですが、その少し上のところに四角い枠がありまして、その枠の中に子どもの実態、既存の資源と書いてあります。そして、その左側に事実、意見と書いています。何か計画を立てるにあたって、先ほど言ったように、事実を把握する、実態を把握するということが1つなのですが、併せてこれらの子どものさまざまな問題に関わっている人たち、ここで言うところの資源が、現実、実態に対してどのようにお考えになっているか、あるいは、その状況をどのようにすればいいと考えているか、そのような意見も併せて、計画を立てる前に聞く必要があるということで、実態調査と今、集計途中ですが資源調査をしております。

それが、その右側の大きな枠にある「子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画になるのですが、この計画の中にこの度、こども貧困への配慮も入れるということで、私の説明は、

子ども・子育て支援事業計画という全体の中の子どもの貧困ということに絞って、この後、説明をさせていただきたいと思います。

子どもの貧困に対応するにあたって、事実と意見を明らかにするというので、そういう作業をしましたが、もう一方で大切なことは一番上の四角のところに、理念とか、目的ということが書いてあります。ポイントは不正義の是正とありますが、その下に2つ書いてあります。少し読みますが、理念というのは目指すべき状態ですね。で、どういう状態かというと、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されない、言い換えれば、生まれ育った環境に子どもの将来が左右されがちであるという状況に対して、左右されないような社会環境を整備する、これが1つ。もう1つは、全ての子どもが「平等」に夢と希望がもてる。これは私が考えてここに書いたものではありません。今、私の手元に子どもの貧困対策に対する大綱という資料がありますが、平成26年の閣議決定で決まったことなのです。その子どもの貧困についてはこういう方向性でいこうと言った時に、政府のほうで、今私が読み上げたものを掲げているということなので、そこから持って来ています。

政府のこの掲げているものは、ポイントが2点あると思っています。政府は、不平等とか正義という言葉はあまり使わないのですが、私はその言葉を用いているのですが、ポイントは先ほど言ったように、生まれ育った環境に左右されないというのが1つです。もう1つは、全ての子どもが「平等」に夢と希望をもてるという、この夢と希望です。こういうことを政府が打ち出している。

先ほどの調査結果を聞いていると、50%くらいの回収率です。私は社会福祉の講義などで、学生によく言うのですが、なかなか貧困であるとか、虐待とかは表に出にくい、調査で把握しにくいと。だから50%というのは恐らく、回収できなかった人たちのほうがしんどい、大変な状況である可能性は高いわけです。そして、今、あがっているものでも、毎日食べることが出来ないであるとか、多くの人があたりまえに享受できていて良いものが享受できていない人が50%あるわけです。行政計画を立てる時に数が少ないと、そういうニーズは少ないのだから、そこはいいんじゃないかとなるかも知れないけれど、そのお一人、お一人にとっては100分の1の話ではないのです。その子どもにとってはそれが全てになりますので、そういう人が居なければ別ですが、居るのであれば、全ての子どもが平等に夢と希望を持てるということを考えると、資源調査の中で少し聞いていますが、具体的に実際に子どもに関わっている人の声として、こういう状況があるのだというようなことが、今、集まって来ています。ですので、そのようなことに対して、どうするかということを考える必要があります。

参考までにですが、不正義の是正と書いていますが、左上のところの正義という言葉はあまり馴染みがない。いろいろな意味がありますが、基本的な意味というのは左上にあります。正義のそもそもの意味は、「各人に各人のものを」ということで、例えば、子どもであれば、子どもが本来享受すべきものだとか、暮らしとか、そういうことがちゃんと享受できているということ。これは子どもに限らないのですが、例えば、一生懸命働いたのであれば、その一生懸命に働いた分に合った報酬をとるのも「各人に各人のものを」です。

じゃあ、子どもには本来、どういうものが保障されなければならないのか、それを保障するのが正義ですし、それが何らかの理由で、社会が対応できるのに、対応できていないというのは不正義だと、そのような意味になります。

そのような、子どもが本来享受すべきものが、どれだけ享受できていないのだろうかということ、今、子どもの実態調査並びに資源調査で把握しているところになります。

併せて、この図で言いますと、実態把握の観点②というのがあります。ちょっとこれは分かりにくいのですが、「物質—社会関係—実存」と書いています。今日の貧困の概念に関して、前回の会議でも少し説明をさせていただいたのですが、貧困は、経済的な貧困だけではなくて、経済的な貧困は物質的な物が買えないというようなことを生み出しますけれど、今、貧困の研究では、そういう物質的なものが剥奪されている子どもは、友だちと遊ぶというような、本来保障されるような社会関係も、経済的な制約がゆえに奪われている状態。さらに、そういう社会関係が不十分であると、実存に影響する。実存という、ちょっと難しい言葉ですが、自尊心、自分のことを大事に思うとか、頑張れば報われるだとか、あるいは夢、希望とか、こういうようなことを実存レベルと学者の中では言っているのです。そういうお金のことは社会関係に影響し、そういう社会環境というのは実存に影響しているのだというようなことが、今、貧困の研究で言われていますので、赤穂市に関しても、子どもの実態調査の分析を大学のほうでする際に、収入が低いということは、社会関係、実存にどう影響しているのかということ进行分析、考察する予定でいます。

そのように、現状を理解した上で、この子ども・子育て支援事業計画の中に、その明らかになった事実に対して、赤穂市ではどうすることが必要であるのかという目標を立てて、その目標に対する方法を設定して、支援を実施する。実施しただけでなく、経過観察をして、結果として、図の右側になりますが、いろいろな施策を展開した結果、状況はどう変化したのか、それが、一番上に掲げています子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないような環境に赤穂市は近づいているのか、あるいは、全ての子どもが平等に夢と希望をもてる環境に近づいているのか、というようなことを確認するのが、今後、必要ではないかと思ひまして、それらを整理する枠組みとして、ここにまとめさせていただきました。

一番下のところの「目標の設定について」は、ちょっと余計なことかも知れませんが、ここは省略しますが、私のほうからの報告は以上になります。

～事務局～

先生にご説明いただいたような視点を持ちまして、今後、事務局といたしましても、報告書のとりまとめやさまざまな作業に従事してまいりたいと思います。

以上で、事務局の説明を終わります。

～会長～

ありがとうございました。

今のご説明の子どもの生活実態調査と社会資源調査について、皆さんからご質問やご意見があれば出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

子どもの生活実態調査については、前回の会議では、非常にセンシティブな質問がたくさんあるので、どんなものかなと危惧する部分がある委員の方からも出されていたように思うのですが、実際にこのアンケート調査をする中で何か課題など、お聞きになっていることはございませんでしょうか。事務局のほう、あるいは委員の皆様の方でも、何かこういうもの

があったとか、ありますでしょうか。これは私の個人的な質問ですが。

～事務局～

事務局としましては、このアンケート調査を実施する中で、特に問い合わせとか、ご意見をいただいたということはありませんでした。

～会 長～

はい、ありがとうございます。

委員の皆様はいかがでしょう。

～委 員～

統計学は詳しくないのですが、今回、任意調査で調査をしていただきまして、実際に46%が未回答という状況で、先ほど、先生がおっしゃったように、回答しないところの部分がどう見えるのかという中で、実際、任意回答したものと、例えば、100%回答したものでは、統計学ではこういう結果になるという知見がもしあれば、教えていただけないかなと思います。そういうのは無いものでしょうか。実際、最初は任意で調査をした後、もう一度100%の絶対調査をした時にどう変わったかという知見があればという質問が1つ。

あと、最後に実態を調べる中で、このアンケートだけが全てではないと思っています。先ほど、さまざまな視点からということなので、実際の給食費の未納率とか、子ども食堂の利用率であるとか、事実を3点くらい加えながら、調査をしていただきたいと思っているのが1つです。

～オブザーバー～

まず、最初にご質問いただきました統計学的に半分くらい返ってきたという状況が、どういう状況かということですが、今回は全数とは言え、標本調査が郵送による調査になりまして、各自治体さんで、子どもに限らず、総合計画や高齢者問題などのアンケートをする時に、全員に聞ければいいのですが、できないので抽出してのアンケートになります。その時に、どれくらいあればその調査が有効な数字であるかと考えるのですが、その考え方として、50%の回答が得られた時に、もう一度、アンケートをした時にだいたい前後3%くらいずつズレるのが、標本誤差97%という考え方です。もう一度、アンケートしてもそれくらいの誤差で収まるというのと、前後5%で設定する場合と2通りあります。内閣府の世論調査は3%で、結構、高い精度でやっているのですが、その場合でいくと、日本全国1億人いる中で必要サンプル数が1,200くらいの回答があれば、有意な数字であるというのが、だいたいの数字になります。それが5%になると、だいたい450件くらいでだいぶ差があるということになりまして、今回は700人中420人くらいの回答で、その計算は後日させていただこうとは思いますが、もう一度したら、プラスマイナス5%くらいの範囲内で同じような傾向の結果が出るかなとは思われます。

ただ、先生からもご説明がありましたように、この調査の貧困層の親子さんが忙しくて、回答していない人がもしかしたら多いのではないかという状況もありますので、一概には言えま

せんが、一応、もう一度アンケートをしたら、同じ結果になるくらいの回収率にはなっており
ます。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、回答させていただきます。

～会 長～

よろしいでしょうか。

よろしいでしょうかと言うのも何ですが、要はこの数字だけではないところで、というよう
なことをおっしゃりたいのだと思います。多分、これは他の委員の方たちも同じではないかな
と思います。ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

～委 員～

先ほどの意見とほぼ同じかなと思うのですが、やはり、先生も言われたように、回答が出来
ていないご家庭の中に貧困層の方が多いのではないかなと思うのです。問4の年収のところを見
ても、かなりこれは高いですよ。1,000万円以上が9.8%って、赤穂市ってどんなにお金持ち
ばかりなんだろうと思って。一番多いところでも400から500万円で、相当お金持ちですよ
ね、これは。これはちょっと、皆さん、すごいなと思われたと思うのです。例えば、この300
万円までの部分がこれだけということではないと思うのです。社会資源として、資料2と3の
アンケートもそうだと思うのですが、やはり、これは小学5年生と中2年生ですが、保護世帯
の中に例えば5年生と中学2年生の子がどれくらい居て、その中でこれとすり合わせていくと
か、さっき言われた就学援助とか、あと、給食費未納とか、そのあたりこと細かくすり合わせ
ていかないと、これはちょっと、これじゃあなというのが私の率直な意見です。そのあたりの
保護世帯でどれくらい居るのかとか、そういうのは分からないのでしょうか。

～事務局～

収入につきましては、世帯全体の収入ということですので、お1人が1,000万円以上稼いで
いる世帯ではないということと、それから、今後、必要な支援を考えていく時に、このアンケ
ートは実際の結果ですので、これはこれとして、認識はする必要はあるのかなと考えておりま
す。そのうえで、ここで半分くらいしか回答がなかったのですが、そのために、今、社会資源
調査でその分を補完するという対応で、いろいろな見方ができるのかなと考えております。あ
とは、実際の支援を考えていく上で、就学援助の率など、実際のデータに基づいてというところ
は、当然、考えていく必要があると考えておりますので、その辺は総合的に検討してまいり
たいと思っております。

～会 長～

ありがとうございます。

今、資料2の社会資源調査についてご説明いただきましたが、前回の会議の段階では社会資
源調査についての言及はなかったと思うのですが、それはこの子どもの実態調査を受けて、新
たにもう少しきめ細やかにというようなことであることになった、あるいは関西福祉大学の研
究の成果という理解でよろしいでしょうか。

～事務局～

生活実態調査の補完的な観点から実施しております。

～会 長～

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

今回は速報値ということですが、詳細な分析等々については、今後、出していただいて、それを計画に反映させるということによろしいでしょうか。

～事務局～

はい。

～会 長～

では、また次の報告の機会があると思いますので、よろしいでしょうか、皆様。

（２）幼児教育・保育の無償化の概要について【資料４】

～会 長～

では、次の報告「（２）幼児教育・保育の無償化の概要について」移りたいと思います。では、事務局からご説明をお願いいたします。

～事務局（こども育成課）～

それでは、幼児教育・保育の無償化につきまして、本日配布させていただいております資料４に基づき、説明をさせていただきます。

お手元の資料は、保護者向けの制度説明資料でございます。こちらに記載されておりますように、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化されます。併せて、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する0歳から2歳児クラスまでの子どもにつきましては、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されます。

赤穂市における具体的な対象施設および人数につきましては、公立の保育所および幼稚園、認可保育所であるあおぞら保育園、また、認定こども園の赤穂あけぼの幼稚園、並びに市外の認定こども園などが対象となります。また、先ほど申しあげました施設のほかに、地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とはなりませんが、現在のところ赤穂市には対象となる施設はございません。対象となる人数は、4月1日現在の利用者数ですが、3歳児が199人、4歳児が338人、5歳児が363人の計900人です。0歳から2歳児の住民税非課税世帯につきましては、21世帯を見込んでおります。

幼稚園につきましては、月額25,700円を上限に無償化されます。赤穂市立幼稚園の利用額の最高額は5,900円、私立の幼稚園の利用料の最高額は20,900円ですので、全ての世帯の皆さんが無償で利用いただけることとなります。また、無償化されますのは、あくまでも施設の利用料だけ

でございます。幼児費や給食の食材料費につきましては、これまで通り保護者負担となります。副食費、いわゆるおかず代につきましては、引き続きお支払いいただくこととなりますが、負担が増える世帯が生じないように、副食費の免除制度が拡充されております。免除対象者につきましては、年収 360 万円未満相当の世帯の全ての子ども、また、所得階層に関わらず、幼稚園の方は小学校 3 年生までの兄妹から数えて第 3 子以降、保育所利用の方は幼稚園・保育所などを利用する兄妹から数えて第 3 子以降の子どもが副食費の免除対象となります。

次のページをご覧ください。

幼稚園の預かり保育も利用日数に応じて、最大 11,300 円までが無償化の対象となります。また、認可外保育施設についてですが、これらの施設も市から保育の必要性の認定を受けて利用する場合に、3 歳から 5 歳児クラスの子どもは月額 37,000 円まで、0 歳から 2 歳児クラスの住民税非課税の子どもは月額 42,000 円まで無償化されます。現在、赤穂市には 6 つの認可外保育施設がございます。その他、認可保育所での一時預かり、すこやかセンターでの一時預かり、また、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

～会 長～

ありがとうございます。

一番大きな変化だと思うのですが、幼児教育の無償化についてご説明がありましたが、皆さんからのご質問、ご意見等がございましたら、出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

自治体によっては、副食費の無償化も検討されている自治体もあるのですが、赤穂市の場合は、ほぼ現状通りすすめていくということで、よろしいのでしょうか。

～事務局（こども育成課）～

その件についてですが、第 3 子以降の副食費につきましては、まず、国の制度がございますが、本市につきましては今年度より、18 歳から数えて第 3 子以降の子どもさんについては、副食費を 4,500 円を上限に補助させていただくという制度が始まっております。国の制度では、幼稚園の場合は上の兄妹が小学校 3 年生から数えることとなります。保育所、幼稚園の場合は保育所、幼稚園の兄妹から 3 番目ということになるのですが、赤穂市の場合は上が 18 歳から数えて第 3 子以降が対象となっております。

～会 長～

はい、ありがとうございます。他に皆様のほうからございませんでしょうか。

～委 員～

対象のところで、3 歳から 5 歳ということですが、6 歳の年長さんは対象外なのでしょうか。

～事務局（こども育成課）～

分かりやすく言えば、3歳から5歳クラスということで、クラスで考えていただくのが一番分かりやすいかなと思っております。4月1日現在で、5歳で入園されて、年度途中で6歳になったとしても、引き続き、無償化の対象にはなっております。

あと1点補足ですが、例えば、保育所で4月1日現在、2歳で2歳児クラスに入った場合、年度途中で3歳にはなるのですが、その場合でもその年度いっぱいには2歳児クラスの保育料をいただくと。で、4月1日の年度が変わった段階、3歳児クラスに新しく入った段階で、無償化の対象になることになっております。

～会 長～

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

～委 員～

無償化というのは、赤穂市の負担になるということですか。ごめんなさい、あまりにも知識がなくて。

～事務局（こども育成課）～

保育所や幼稚園にかかる経費につきましては、赤穂市の場合は公立の保育所、幼稚園はあるのですが、それは市のほうで運営費を負担しているのですが、私立の幼稚園、保育所、認定こども園につきましては、財源としまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担しておりますので、その割合で増加します。利用者負担が無償化されるということは、すなわち、行政側の支出が増えてくるということでございます。

～委 員～

10月からなので、だいたいいくらぐらいですか、予算は。

～事務局（こども育成課）～

すみません、今、手元に数字は持ち合わせておりません。

～委 員～

また、お聞かせください。

～会 長～

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。また、最後に何かありましたら、出していただければと思います。

3. 議 事

(1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について

① 計画の策定について【資料5】

～会 長～

次に議事の「(1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について」の、①計画の策定について移りたいと思います。こちらについて事務局から説明をお願いいたします。

～事務局（子育て健康課）～

それでは、資料5の「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について」をご覧くださいと思います。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成26年7月に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が公布されております。この指針には、子ども・子育て支援の意義や計画の記載事項等が示されておまして、子ども・子育て支援法にも、市町村はこの指針に則して5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するということが定められております。

基本指針に示されております通り、子ども・子育て支援の意義の概要は、資料の2番目に掲載の通りです。指針におきまして、子ども・子育て支援は子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを実施することが必要であると規定されております。

次いで、この基本指針の最近の動向ですが、内容につきましては掲記の通りですが、「新・放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法の改正、このほか幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正等を受けまして、基本指針の一部が改正となっております。こちらの適用日は令和2年4月1日となっておりますので、第2期計画の策定にあたりましては、これらの改正内容も考慮しながら進めてまいりたいと思います。

続きまして、計画の記載の内容ですが、基本指針にどういうことについて計画を立てなければならないということも定められております。まず、必須記載事項ですが、4番の計画の記載内容の必須記載事項のところをご覧くださいと思います。子ども・子育て支援事業計画は5年間の計画期間における幼児期の教育・保育と地域の子育て支援についての需給計画をきっちり定めるといのが大きな目的となっておりますので、必須記載事項は幼稚園、保育所、認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策が主な内容となっております。

任意記載事項につきましては、こちら掲記の通り、7項目が任意記載事項としてあがっております。このうち、先ほど報告のところでも説明をさせていただきました子どもの生活実態調査に基づく支援につきましては、この中の3番目ですが「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項」、この中に含まれるものとなっております。

このような基本指針に基づきまして、これから皆様と一緒に子ども・子育て支援計画の第2期計画の検討を進めていくわけですが、その策定方針としまして、5番のところに記載していますが、第2期計画につきましては「原則、第1期計画を踏襲することとするが、第1期の進捗状況や国・県の動向及びニーズ調査結果等を踏まえて、赤穂市の実情に即した実効性のある計画とする」ことといたしたいと思います。この策定方針に基づきまして、まず事務局におい

て素案を作成いたしましたして、次回の子ども・子育て会議でお示ししたいと考えております。
以上で説明を終わります。

～会 長～

ありがとうございます。

今、第2期の「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」の方針や改正する部分、内容などについての大きな方針を示して、ご説明いただきましたが、こちらにつきまして、何かご意見あるいはご質問等、ございますでしょうか。

細かいところについては、素案が出た段階で、細かく見ていただくことになると思うのですが、計画を新しく改定、あるいは進めていく上での方針ですとか、改正するポイントのあたりがこちらになります。

いかがでしょうか。

もし無ければ、こちらの方針の通り進めたいと思うのですが、最後のところでまた、ご質問ですとか、ご意見等を頂戴したいと思っておりますので、次に進めてもよろしいでしょうか。

～委 員～

任意記載事項の3番に、「赤穂市子どもの生活実態調査及び社会資源調査の結果を反映した支援策の検討」と今回のことを書いているのですが、左のページの「3. 基本指針の改正」の6番は、これも当然、赤穂市の事柄として入っているということですか。

～事務局（子育て健康課）～

そうですね。任意的記載事項のところに、今後、追加されていく項目ですので、赤穂市としても考えていく必要のある項目になっています。

～委 員～

貧困とはちょっと離れるかも分からないですが、本校は医療的ケアが必要な児童というのをこの2学期から受け入れて、講師、教員委員会等に本当に力をいただいて、今日2日目、無事、編入ができて、そこに訪問看護師さんが入っていただくという、本当に赤穂市初の試みが行われて、同じく尾崎小学校にも入っているのですが、大阪のほうでは看護師さんが常駐という立場で入って、そういう意味で医療的ケアが進んでいった。県内的にもこの医療的ケアがこれからは進むということで、大きなガイドライン等が出るということもお聞きしています。それに先駆けて、受け入れをしていただけているのですが、そういう意味でもお金がかなりかかるというのを今日、耳にしましたが、貧困というのではないですが、やはり、まだまだ今は訪問看護という形ですが、本当は常時ついでいただくとか、そういうこともまた含まれていくのかと思うと、広く今後も意見を聞いていただきたいなと思います。本当に感謝していますので、そういったところに反映できたら有難いなと思います。

～会 長～

ありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

～委員～

言葉が分からないので、分かりやすく教えていただけたらと思います。「4. 計画の記載内容」の2番のところから何回か出てくるのですが、教育・保育の「量の見込み」という言葉があるのですが、これはどういうことを示しているのか、教えていただきたいです。

～事務局～

この量の見込みというのは、この後、赤穂市における量の見込みについて、ご説明させていただこうと思うのですが、幼稚園や保育所、認定こども園など、そういうところをこれから、どれくらいの人数的人が利用していくのかというのが、量の見込みです。ですから、いろいろな子ども・子育て支援事業、ファミリー・サポートであったり、幼稚園、保育所であったり、そういうものを今後5年間の計画ですので、令和2年度から令和6年度まで、だいたいこの年にはこれくらいの人が使っていきますよという量を見込むということです。

～会長～

ありがとうございます。

～委員～

4の計画の記載内容の必須事項はもちろんあるのですが、任意記載事項について、先ほどから説明していただいている生活実態に伴う貧困の話は記載すると。その他の1、2、4、5、6、7の取り扱いというのはもう書かないのか、それともこの場で話し合いながら決めるのか、それはどういう形になるのでしょうか。

～事務局（子育て健康課）～

事務局で考えておりますのは、ニーズ調査等の結果等を踏まえまして、赤穂市の現状や課題が見えてきますので、それを基に素案を作成し、それを基に皆さんに、こういう任意記載事項の必要性に即して、もっとこういうところが要るのではないかとか、こういうところももっと取り入れたらいいのではないかとというようなご意見をいただけたらと考えております。

何もないところから、皆さんで検討するというのは、時間的にも、内容的にもなかなか難しいところもあると思いますので、とりあえず、こういう基本方針を踏まえまして、事務局で一度、素案を作成させていただき、それをもって皆さんにご審議をお願いしたいと考えておりますので、今日、皆さんにご承認をいただきましたら、そのように事務局として、進めていければと考えております。

～会長～

よろしいでしょうか。基本的には、これは計画に載せていきますよということでもいいですね、大枠としては。

～事務局（子育て健康課）～

そうですね。

～委員～

任意事項についても、全て何か書かれていくという形で理解してよろしいのですか。

～事務局（子育て健康課）～

はい、基本的にはそうです。

～委員～

はい、ありがとうございます。

～会長～

よろしいでしょうか。

～委員～

先ほどから言っている貧困に対する対策というのはどこに入るのですか。

～事務局（子育て健康課）～

任意記載事項の中の3番目に該当する項目になります。計画に反映していくという考えで実施しました生活実態調査と、去年実施したニーズ調査の結果などを踏まえながら、素案を作成したいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、何かありましたら、また最後にいただければと思います。

②赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計【資料6】

～会長～

では、次に「②赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計」について、説明をお願いいたします。

～事務局（子育て健康課）～

それでは、資料6をご覧いただきたいと思います。第2期計画におきまして、見込み量を載せていますが、どれくらいの人数が利用していくのかということを検討する上で、赤穂市の人口がベースになってまいります。そこで、赤穂市における世帯の状況や今後の人口推計につきまして、株式会社関西計画技術研究所よりご説明いただきます。

～オブザーバー～

それでは、資料6を使いまして、「赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計」について、私のほうから説明いたします。10分程度時間をいただいて、統計データから見る赤穂市の現状についてご説明いたします。

まず、1ページ、人口の推移です。総人口のデータを掲載しております。総人口は、平成26年の50,115人から平成31年に47,612人まで減少傾向で推移しております。これを年齢別に見ますと、15歳未満、15歳から64歳はともに減少傾向で推移しています。ただ、65歳から74歳につきましては、平成31年に減少に転じているという状況になっております。75歳以上につきましては、増加傾向で推移しております、平成29年以降65歳から74歳を上回っている状況でございます。

次に2ページにまいります。出生数です。出生数につきましては、平成26年の336人から平成29年の282人まで減少傾向の一途をたどってございましたが、平成29年から平成30年にかけて、若干増加しております。

次に合計特殊出生率ですが、平成7年の1.51から平成17年の1.26まで減少しております。その後、平成27年までに反転して1.43まで上昇しております。全国と兵庫県と比較すると、赤穂市は平成12年までは全国・兵庫県を上回っていましたが、平成17年以降は、全国・兵庫県と同水準か、もしくは下回っているという状況になっております。

次に3ページでございます。世帯の状況です。まず、①一般世帯数及び1世帯あたり人員ということで、一般世帯の総数については、平成7年の15,857世帯だったものが平成22年で18,786世帯まで上昇しております。ただ、平成22年から27年にかけて若干減少しております、18,686世帯となっています。次に折れ線グラフは、1世帯あたりの人員のデータです。平成7年には3.19人だったものが、平成27年では2.53人と減少傾向で推移しています。

下のグラフは、核家族世帯に占める子どものいる世帯の割合でございます。赤穂市におきましては、6歳未満世帯員のいる一般世帯数は13.3%、7歳以上18歳未満世帯員のいる一般世帯数では23.5%となっております。全国・兵庫県と比較しますと、赤穂市は6歳未満世帯員のいる一般世帯数の割合は全国・兵庫県より低く、7歳以上18歳未満世帯員のいる一般世帯数の割合は全国・兵庫県より高い状況になっております。

次に4ページにまいります。世帯類型別世帯のデータとなります。一般世帯数に占める世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が62.6%で最も多く、単独世帯が25.9%、核家族以外の世帯が10.9%となっております。全国・兵庫県と比較しますと、赤穂市は核家族世帯、核家族以外の世帯の割合が全国・兵庫県より高く、単独世帯の割合が全国・兵庫県より低いという状況になっております。

次に、ひとり親家庭世帯です。一般世帯総数に占めるひとり親家庭世帯は、男親と子供から成る世帯が1.2%、女親と子供から成る世帯が7.1%となっております。全国・兵庫県と比較しますと、赤穂市は男親と子供から成る世帯の割合は全国・兵庫県ほぼ同水準ですが、女親と子どもから成る世帯の割合は全国・兵庫県より低い状況になっております。

次は就労状況でございます。年齢階層別の労働力率は、男性では25歳以上59歳までは9割を超えております。下が女性のデータですが、25歳から29歳で1回7割台を超えます。30歳代が6割台となり、40歳から54歳まで再び7割台となるM字カーブを描いています。M字カーブは、女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が一旦低下しまして、育児が落ち着いた時期に再び上昇す

る傾向を表す全国的な傾向でございまして、赤穂市も全国・兵庫県と同様の傾向を示しています。

次に将来人口です。量の見込みの前提となる人口推計結果について、ご説明いたします。まず、推計方法の概要です。対象期間は、令和2年から令和6年まで人口推計を見込みました。推計方法は、コーホート変化率法を用いております。将来人口は、過去の人口実績から将来を見込むこととなります。過去の人口実績につきましては、住民基本台帳の平成26年から平成31年4月1日時点のものを使用しております。人口推計の考え方ですが、本市では平成26年以降、先ほど、出生数をご紹介しましたが、出生数は減少傾向で推移しておりましたが、平成29年から平成30年にかけて、若干ではありますが上昇しております。そして、今年、令和元年についても、4月から7月の出生数の実績を見ましても、さらに増加すると見込まれる傾向となっております。一方、0歳人口に影響のある15から49歳の女性人口が減少するため、0歳人口および総人口は、今後は緩やかに減少していくことが見込まれると考えております。

最後に7ページに、人口推計の結果を掲載しておりますが総人口で、下が子どもの人口となっておりますが、総人口につきましては、令和2年の47,125人から令和6年の45,018人まで減少すると見込まれております。子どもの人口は、令和2年の4,198人から令和6年の3,774人まで減少すると予測されております。

説明は以上となります。

～会 長～

ありがとうございます。何かこちらにつきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。無いようでしたら、次の「③量の見込みと確保方策（案）について」説明をお願いいたします。

③ 量の見込みと確保方策（案）について【資料7】

～会 長～

ご意見、ご質問等がないようでしたら、次の「③量の見込みと確保方策（案）について」説明をお願いいたします。

～事務局（子育て健康課）～

それでは、第2期計画における教育・保育および子育て支援事業の量の見込みと確保方策の案につきまして、ご説明をいたします。

まず、資料7の1ページにあります、教育・保育を提供する体制の確保の考え方ですが、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにつきましては、利用状況やニーズ調査の結果を基に算出することになっておりますが、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに量の見込みや確保方策を算出することと決められております。赤穂市におきましては、第1期計画の時点で、市内全域を1つの区域と設定することとしておりますので、第2期計画におきましても、教育・保育の提供区域は、市内全域を1つの区域として設定したいと考えております。

続いて2ページをご覧ください。こちらの表には、国によって定められました量の見込みを算出する必要がある事業、14事業につきまして一覧を掲載しております。

3ページからは、2ページに掲載しております14の事業における量の見込みと確保方策につ

いて記載しておりますが、順次、各所管よりご説明を申し上げます。

～事務局（こども育成課）～

それでは、こども育成課から説明をさせていただきます。その前に本日配布させていただきましたお手元の参考資料「幼稚園・保育所等利用状況」に基づき、現在の赤穂市の就学前の子どもたちの教育・保育サービスの利用状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、幼稚園を利用している子どもの状況です。赤穂市には10の小学校区がありまして、校区ごとにそれぞれ公立幼稚園が設置されております。4月1日現在の幼稚園就園年齢人口を記載しております。

2番の赤穂市立の幼稚園の利用状況です。3歳児の利用は、現在、試行実施をしております塩屋幼稚園、尾崎幼稚園のみを記載しております。4、5歳児について見ていただきますと、あくまでも、公立幼稚園のみの図ではございますが、幼稚園の就学年齢の703人中636人が公立幼稚園を利用いただいております、約9割の方が就園されております。

次に3番の認定こども園等利用状況ですが、赤穂市には私立の認定こども園が1園ございまして、現在、24人の方が利用いただいております。その他、市外の認定こども園につきましても、8人が利用をされております。

次に4番の預かり保育（通年）の利用状況についてです。赤穂市立幼稚園では、教育部分の保育は午後2時に終了いたしますが、その後の時間帯も働いている保護者のニーズに応えるため、預かり保育を実施しております。3歳児については実施しておりませんが、夏休みなどの長期休業期間中も含めて、10園全部で実施しております。利用状況につきましては、地域や年齢によって違いがございますが、約4割から5割の方が利用されています。

次のページをご覧ください。保育所等の利用状況です。

1番の公立の保育所の利用状況ですが、4月1日時点で6つの保育所を0歳から5歳の子ども278人が利用しております。

2番の私立および市外の保育所等の利用状況です。赤穂市には私立の幼稚園が1園、私立認定こども園の保育部分が1園ございまして、それぞれ64人、44人が利用しております。その他にも市外の認定こども園を11人が利用しております。

3番の認可外保育施設の状況ですが、赤穂市には病院や事業所が設置した認可外保育が6施設あり、6月現在で76人が利用されております。

次に4番の待機児童の状況でございます。赤穂市では平成30年4月に8人の待機児童が発生しました。本年4月1日現在の待機児童は、0歳児1名でございます。

待機児童が発生した要因としまして、5番の保育所申込状況をご覧ください。まず、一番右の表をご覧ください。参考としまして、保育士の配置基準を掲載しております。法令によりまして、0歳児は3人の子どもに対して1人の保育士を配置することとなっております。1、2歳児では6人に1人、3歳児では20人に1人という基準が決められており、低年齢児ほど手厚い人員配置が求められております。①をご覧ください。平成29年度は、手厚い人員配置が求められる0歳から2歳児の新規の申し込みが135人であったものが、平成30年度には160人の申し込みがあり、25人増加しました。その結果として、配置基準を満たすだけの保育士の確保ができなかったため、8名の待機児童が発生してしまいました。②の表をご覧ください。平成31

年度の利用申込では、低年齢児の申込が平成 30 年度より 10 名減少したため、待機児童数も減少しましたが、本年 4 月 1 日現在で 1 名の待機児童が発生しております。

次のページをお願いします。赤穂市の就学前の子どもたちが、普段の生活をどこで過ごしているかをまとめています。0 歳から 5 歳の未就学児の人口は 4 月 1 日現在、1,951 人で、その内 1,178 人が幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などを利用しており、その差し引きの差である 773 人が在宅の児童数ということになります。4 歳児が数字上、人口よりも施設利用者が多くなっておりませんが、4 歳、5 歳の子どもは全員が何らかの施設を利用していることが分かります。

次のページをお願いします。こちらは赤穂市立幼稚園の 3 歳児保育試行の申込状況です。赤穂市では平成 30 年度から、塩屋幼稚園で 3 歳児保育の試行を開始しております。今年度は尾崎幼稚園も加えまして 2 園 2 クラスで実施しております。令和 2 年度からは赤穂幼稚園を加えまして 3 園 3 クラス実施することとしております。一番下の 3 番の表につきましては、8 月 30 日に申込を締め切りました令和 2 年度の 4 月入園の 3 歳児保育の申込状況です。赤穂幼稚園は定員 25 人に対して 31 人、塩屋幼稚園は 35 人、尾崎幼稚園は 27 人の方から申込がありまして、いずれも募集定員を超えておりますので、9 月 25 日に抽選を行いまして、入園者を決定することとしております。募集定員 75 人に対しまして、93 人から申込をいただきましたので、大変申し訳ないのですが、18 人の 3 歳児保育を希望する方にご利用いただけないこととなっております。申込状況を見ますと、やはり、実施園が所在する地区からの申込が多くなっております。一方で、市の北部である高雄、有年、原地区からの申込がない状況です。実施園までの距離的な問題があるものと考えております。また、御崎地区につきましては、昨年度 8 人の申込がありましたが、本年は 0 人ということで、この点についても検証が必要であると考えております。

以上で参考資料の説明を終わらせていただきます。

それでは、資料 7 の 3 ページ、量の見込みと確保方策について、先ほどの説明を踏まえまして、ご説明いたします。

幼稚園、保育所等の量の見込みにつきましては、本年 10 月から始まる幼児教育、保育の無償化に伴い、保育ニーズの動向も変化することも予想されるため、無償化になった場合の利用意向についてもアンケートの設問に加えまして、その結果を加味した上で算定を行っております。

まず、①の 3 歳から 5 歳児の認定こども園および幼稚園における 1 号認定の見込みです。赤穂市では実績として 716 人の確保ができておりますので、令和 2 年度以降も見込み量を上回っているため、確保方策に不足は生じないこととなっております。現状では 4、5 歳児の入園希望者は全員、受け入れを行っているところですが、試行実施を行っている 3 歳児保育では、希望する方、全員に利用していただくことが出来ておりません。今後の赤穂市における 3 歳児保育の見込み量を確保するための方向性につきまして、委員の皆様からのご意見をいただければと思っております。

次に、②の 3 歳以上の保育を必要とする 2 号認定についてです。上段の量の見込み（教育ニーズ）では、令和 2 年で 3 人、令和 3 年で 1 人の不足が生じております。下段の保育ニーズにつきましては、令和 2 年以降、20 人から 10 人前後の不足が生じております。赤穂市では幼稚園における 4、5 歳児を対象とした預かり保育を実施しておりますので、それにより対応いたし

ますが、幼稚園3歳児保育についての検証も必要であると考えております。

4ページをお願いします。③の3号認定についてですが、0歳児について、令和2年度3人、令和3年度に1人の不足が生じております。確保方策につきましては、保育人材を確保することにより、対応してまいります。現在、保育士確保対策として、いわゆる潜在保育士を対象に有資格者研修を行っておりますが、対象者を拡大しまして、保育士を希望する大学生を対象に、赤穂市で幼稚園教諭として働く魅力をPRすることにより、引き続き保育人材の確保に努めてまいります。1、2歳児につきましては、見込み量を確保できておりますが、無償化による保育ニーズの動向が不透明ですので、引き続き保育人材の確保に努めてまいります。

次に5ページの④延長保育事業につきましては、全ての保育所で実施しており、見込み量は十分に確保されておりますので、今後も供給可能な体制を維持してまいります。

以上でご説明を終わります。

～事務局（生涯学習課）～

続きまして、6ページをお開きください。⑤アフタースクール（放課後児童健全育成事業）について、ご説明いたします。アフタースクールにつきましては、R1の実績のところをご覧いただきますと、令和元年度486名、これは平成27年度からの対比で166%の増で、大幅にこの4年間で増えた状況でございます。これを踏まえまして、令和6年度につきましては630名、令和元年度に対しまして130%の増という見込みを立てております。こちらにつきましては、見込み量の算出方法のところに書いてありますが、近年の状況を踏まえまして、相変わらず増加傾向が続くであろうと所管のほうでは考えております。ただ、少子化等によりまして伸び率は鈍化するのではないかということで、見込み量の算出方法の一番下のように、今後は、利用者の伸びが緩やかになると想定し、伸び率は平成28年度～30年度における最小値を設定いたしました。低学年については3.5%、高学年については10.2%の伸び率を算定しております。確保方策の内容につきましては、引き続き、児童の安全な居場所を提供するため、学校の余裕教室の活用や施設整備などにより、確保対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

～事務局（子育て健康課）～

続きまして、7ページの子育て短期支援事業（ショートステイ）につきましては、量の見込みと確保対策を説明いたします。まず、見込み量の算出方法ですが、平成28年度から30年度の3年間の実績値から、事業の対象年齢であります18歳未満の人口1人あたりにおける利用日数を算出いたしまして、その平均値が0.0017日と算出しております。ニーズ調査報告書の50ページをご覧いただきたいのですが、このニーズ調査結果によりまして、今後、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイを利用したいと回答した人の割合が11.5%となっております。それによりまして、令和2年度以降の見込み量につきましては、18歳未満の推計人口に、先ほど申し上げました平均値利用日数であります0.0017日および利用意向の11.5%を乗じて算出をさせていただいております。確保方策の内容につきましては、現在、子育て短期支援事業は、市内のさくらこども学園をはじめ、中・西播磨地域におきまして4か所の児童養護施設と契約をしております。過去の利用実績からみまして、21/人日を確保方策としてあげておりま

すが、虐待につながる育児疲れの場合にも利用ができますので、今後さらなるニーズが発生した場合でも、供給可能な体制を維持してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

～事務局（子育て健康課）～

続きまして、8ページをご覧ください。⑦地域子育て支援拠点事業につきましては、市民会館の3階にございます子育て学習センターの事業でございます。こちらにつきましては、平成28年度をピークに減少傾向でございます。この減少傾向の要因としましては、少子化あるいは就労者の増加、3歳児保育の実施などで、こちらの事業そのものが親子での参加を対象としているものですので、今後も若干の減少傾向が続くのではないかと考えております。算出方法につきましては、まず、令和元年度の見込み量を算出したしまして、その算出値583人に、人口の減少率を掛けて算出しました。確保方策の内容といたしましては、昨年度、実施しましたニーズ調査によりますと、センターの存在を知らないと言われた方が2割程ございましたので、そういった方へのPR等も含めまして、引き続き、体制の整備や維持に努めていきたいと考えております。

以上です。

～事務局（こども育成課）～

次に9ページをお願いします。⑧一時預かり事業につきましては、幼稚園型、幼稚園型以外がありますので、幼稚園型について説明をさせていただきます。公立幼稚園では4、5歳児、認定こども園では3歳から5歳児の一時預かりを実施しております。見込み量は確保できているため、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。しかしながら、現在、試行実施を行っております3歳児保育のニーズも含めて、検証が必要であると考えております。

～事務局（子育て健康課）～

続きまして、幼稚園型以外につきましては、ご説明をさせていただきます。この幼稚園型以外の一時預かりにつきましては、御崎、坂越、有年保育所、あおぞら保育園における一時保育と、すこやかセンターでの一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターでの就学前児童の預かり事業が対象となっております。こちらの算出方法ですが、こちらも平成28年度から30年度の実績値から、事業の対象年齢の0歳から5歳の人口1人当たりにおける利用日数を算出しました。こちらを2,938日にさせてもらっているのですが、それとニーズ調査報告書の70ページをご覧いただきたいのですが、今回のニーズ調査によりまして、幼稚園型以外の一時預かり事業を不定期に利用したいという方が、前回調査に比べて4.3ポイント増加しております。こういったことを加味しまして、令和2年度以降の見込み量につきましては、対象年齢の推定人口に利用日数とニーズ調査の意向の増加割合を乗じて算出しております。

確保方策ですが、これまでの利用実績、利用定員等を勘案いたしまして、保育所及びすこやかセンターにおける一時預かりの確保量を5,384/人日、ファミサポにつきましては862/人日として算出しておりますが、見込み量に対しても十分な供給体制を確保できる内容と考えております。

続いて、11 ページの⑨病児・病後児保育事業をご覧いただきたいと思います。この病児・病後児保育事業につきましては、今年度、市民病院の保育室におきまして、6 月半ばから開始をしております。見込み量の算出につきましては、過去の実績値がございませんが、今年度の延べ利用人数を一応、100 人と見込んでおりまして、ニーズ調査結果から、病児・病後児保育を利用したかった日数が、就学前で5日、小学生で2日が最も高かったということから、1人当たり平均3.5日の利用ニーズがあるのではないかとということで、今年度の実績として352日を見込んでおります。今年度は6月半ば以降の開始でしたので、これを12か月で換算いたしまして、令和2年度を見込み量を467/人日といたしまして、それ以降は人口の減少率を乗じて算出をしております。

確保方策ですが、病児・病後児保育事業の定員3名ということで、年間772日分の確保が可能となっております。今後も供給可能な体制を維持したいと考えております。

続きまして、12 ページ、⑩ファミリー・サポート・センター事業ですが、こちらは小学校1年生から6年生までの利用の状況でございます。見込み量につきましては、平成29年度と30年度の実績値から、低学年、高学年それぞれの対象年齢の人口1人当たりにおける利用日数を算出しました。低学年は0.827日、高学年は0.230日としております。ニーズ調査報告書の53ページに掲載しておりますが、この事業を利用したいと回答された方が、前回調査に比べて5.6ポイント増加しております。こういったことから、令和2年度以降の見込み量につきましては、対象年齢の推計人数に平均利用日数と利用意向の増加割合を乗じて算出をしております。

確保方策ですが、平成29年から令和元年7月までの利用実績の平均を、今年度、令和元年度の実績見込みといたしまして、この実績見込みを令和2年度以降の見込み量として確保しております。今後も提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持してまいりたいと考えております。

～事務局（保健センター）～

続きまして、13 ページ、⑪利用者支援事業についてでございます。これらの事業につきましては、子育て健康課と保健センターで実施しております。妊娠中から子育て期にわたる切れ目ない支援ということで、相談支援事業を行っております。

続きまして⑫乳児家庭全戸訪問事業についてでございます。こちらの事業については、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師等が訪問しまして、安心して育児ができるように助言を行っていくものですが、全ての新生児に対して訪問を行いますので、来年度の0歳児を見込み量としております。

続きまして、⑬養育支援訪問事業についてでございます。こちらの事業は、子育てに対して不安を抱える家庭や虐待のリスクがある家庭等に支援を行うという事業でございます。見込み量につきましては、平成28年度から30年度の最大値を設定しまして、48人を見込んでおります。

続きまして、⑭妊婦健康診査でございます。この事業は、妊娠中の母子の健康を保持してい

ただために、健診を受けていただくものです。見込み量の算出方法といたしましては、妊婦健診は0歳人口を見込み量と設定し、妊婦健診は新生児が生まれる前年に受診するため、0歳人口は該年度の次の年度、例えば、令和2年の見込み量ですと、令和3年の0歳人口を用いることにいたします。さらに、妊婦期間につきましては、2か年にまたがることもあるため、2か年にまたがる人数を加算する必要がありますので、妊婦健診を受診した人数と0歳人口の比率を用いまして、量の見込みを算出しております。以上でございます。

～会長～

ありがとうございます。

どれくらいの利用者がいるかという想定、そういう計画ですが、こちらにつきまして、何かご意見あるいはご質問等、ございますでしょうか。

最初の3ページのところにありましたように、4、5歳児は全員受け入れ可能だが、3歳児は無理だというようなことがございました。その次も4、5歳児の預かりはするけれども、というようなことがありましたが、いかがでしょうか。

～委員～

私は、今、幼稚園の年少の息子が居るのですが、長男が幼稚園の時に、幼稚園の一時預かりを希望したのですが、すごく理由が必要だったのです。一時保育を利用するのに十分な理由がないと出来ないと言われて、その時は私の体調不良ということで一時預かりを認めてもらったのですが、私の友人は一時的に一日だけの仕事で利用したいということだったのですが、家にお父さんが居るので難しいと。でも、お父さんも1日、子どもをみることができないので、3、4時間程度でも利用したいというのを断られたみたいで、仕方なく家でみることになったのですが、そういったこともありました。

あと、小学校の懇談会に参加するのに、幼稚園の子を預かってほしいと言ったのですが、以前は御崎幼稚園でも利用できていたのですが、全幼稚園の園長会議の決定で利用できなくなりました。保育士の人数が足りないということで、1人いいということになれば全員のお母さんの意見を聞かないといけないということなので認められませんということでした。次の年は、小学校の懇談会、参観日の時に幼稚園での一時預かりは認められないと言われたのです。でも、ちょっと納得がいなくて、市議会議員の方と一緒に市役所の方と面談もさせてもらったのですが、やはり、保育所の先生の人数がどうしても確保できないということで、小学校の参観日の時にはファミリー・サポートを利用するか、すこやかセンターの一時預かりを利用してくださいと言われてました。あとは各小学校でそれぞれの先生に言って、小学校に幼稚園児も連れて来て、懇談会も参観日も一緒に参加できるように言ってくださいと。私も下の子が居るのですが、今、幼稚園の子どもは小学校の参観日、先生の許可をいただいて個人面談など全部連れて行っています。ファミリー・サポートを利用するにしても、わざわざ参観日のために申請をして、そして面談をしてと、それがまた大変、面倒くさいということと、すこやかセンターに預けるにしても、幼稚園にお迎えに行って、その足ですこやかセンターに預けてまで懇談会に行きたくない、そういう意見があったので、もう、小学校に連れていくのが一番いいということだったので、先生に言って、下の子は連れて行っているような状態なんです。でも、

ほとんどのお母さんは、下の子どもがいる場合は懇談会に連れていけないので、そこまでして連れていきたくないのでは、ほとんどお母さんが懇談会に来ていない状態なんです。でも、それって、先生方にとってもマイナスですよ。こどもがギャアギャア言う、赤ちゃんが居るのにと、幼稚園の子が走り回って迷惑をかけるのを気にしながら、そこまで懇談会に出ていきたくないというお母さんもいるので、息子の場合は懇談会が15人中2人とか、3人とか、クラス役員の方を除けたら2、3人しか懇談会に参加していない状態なんです。そんな状態で、保育士さんが不足している状態で、3歳児保育の一時預かりが到底、出来るとは思えない。それよりも、今現在、使いたいというお母さんのために一時預かりをどうかしていただきたいと思っているのですが。いちいち理由をすごく求められて、事細やかに聞かれる、そして、働かされているお母さんに関しては何も言われない、でも、専業主婦のお母さんがちょっとでも一時預かりを利用しようとしたら、ものすごく理由を聞かれて、断られるという状況なんです。

～会長～

ありがとうございます。前もそんな話が出たような気がするのですが、いかがなものでしょうか。

～事務局（こども育成課）～

一時預かりにつきましては、いわゆる息抜きでのご利用も、理由としてご利用いただいているのですが、懇談会での受け入れにつきましても、受け入れ態勢が、その日程のその時点での保育士や幼稚園教諭の確保ができるかどうか、その時点での定員の話もございますので、一度、そういったところを再度、検証させていただきたいと思います。

～会長～

よろしくお願ひいたします。保育者の不足は赤穂だけでなく、大きな問題ではあると思うのですが、赤穂で働く魅力を伝えるというようなことも、ちらりと先ほどもおっしゃいましたが、前回の会議で、金谷先生も、赤穂市の潜在保育士も含めて、保育者を確保するためのフェスティバルのようなものをしてはどうかという、お話もあったようですが、そちらのほうも積極的にすすめていただければと思っております。

時間がかかりいい時間になってきて、私の進め具合が申し訳なかったのですが、皆様から、何か出していただければと思ひます。いかがでしょうか。

保育者、保育士がもう少し必要だというお話はあったのですが、アフタースクールのスタッフは大丈夫なのでしょうか。自治体によってはかなり難しいところもあると聞いているのですが、いかがでしょうか。

～事務局（生涯学習課）～

率直に申し上げて、アフタースクールにつきましても、今、先生が言われました通り、赤穂市においてもマンパワーの不足は継続的に続くものと考えております。幸い、保育園ほど厳格な規定はございません。いわば補助員として、資格を持っていない方でもアフタースクールをお手伝いいただくことは可能でございます。あるいは、2年前から、関西福祉大学にお願いして、学生のアルバイトの方にも夏休みなどを利用して、アフタースクールを手伝っていただい

ております。そういった形でマンパワーの確保は継続して、一応、この計画では増加見込みではございますが、こういった体制の確保も努めていきたいと考えているところです。

～会 長～

ありがとうございます。他にございませんか。

～委 員～

今、アフタースクールの施設は9箇所と書いていて、令和2年から14箇所に増えています。赤穂市の学校は今、10校ですよね、このプラス4はどういうことですか。

～事務局（生涯学習課）～

ありがとうございます。おっしゃる通り、小学校の単純な数でいきますと10校しかございません。ただ、アフタースクールの数え方としては、ほぼ、だいたい40人くらいを目安として、1つと数えます。その数え方でいきますと、赤穂小学校や尾崎小学校、塩屋小学校などは利用者が非常に多いので、すでに単位を2つとカウントしているような状況です。これに対しまして、もともと児童数の少ない学校につきましては、恐らく、将来的にも単位は1つでカウントしていけると考えております。この14という数字につきましては、令和2年度には全ての小学校でアフタースクールを実施していく方向性で考えているということでございます。

～会 長～

見逃していました、ありがとうございます。
他にございませんでしょうか。

～事務局（子育て健康課）～

すみません、事務局のほうから、1箇所訂正がございます。申し訳ございません。

11ページの病児・病後児保育事業のところ、施設数が入力ミスで入っておりません。全部1でございます。申し訳ありませんでした。

～会 長～

いかがでしょうか。

今の量の見込み、確保方策もそうですが、今までの全体につきましても、もし質問等がありましたら、お受けしたいと思います。あるいはおっしゃりたいことがありましたら、出していいただければと思いますが、いかがでしょうか。

～副会長～

質問ではないのですが、全体を通して、少し感想を述べさせていただきます。丁寧に事務局のほうからご説明がありましたので、よくわかりました。その中で、1点目ですが、子どもの生活実態調査ですが、先ほどから何回も出ているように、回答が無かった約50%のゾーンについてですが、これは社会資源調査の結果と合わせ見ていくことで、より詳しい生活実態調査が

把握されるのかなと思いました。その中には、保育所、幼稚園、小学校、中学校の主任の先生や校長先生、園長先生など、より身近で子どものことが知れる先生方に行いますので、ここの数字には出ないもっと詳しいことが出るので、そのあたりではより把握していけるのかなと思いました。

2点目ですが、先ほど、学部長からも説明が少しありましたが、平成30年度から、保育所保育士、幼稚園教育要領、保育所、幼稚園、認定こども園の保育指針が改定されました。改定された中には、今、ご説明があったように、一人ひとりの発達状況であるとか、生活環境、この生活環境というのは何をみていくのかということ、住居についてアパートであるのか、マンションであるのか、一戸建ての住宅であるのか、周りには自然環境があるのかとか、そういうような生活環境などや、ひとり親家庭であるのかとか、単身赴任を保護者がされているのかとか、そんなことによっても随分違ってくるので、しっかりと保護者の方のさまざまな実態状況をとらえて、丁寧に関わっていくというのが最初の総則で出ています。必ず一人ひとりの状況に合わせて、保護者とよく連携を取りながらということが、保育所の0歳から出ていますので、そういうことも含めてみていくというのが、私は大事なんだなと思いました。この理念、目的のところにも全て子どもが平等にとある、これもしっかりと、全ての子どもがどんな環境にあっても平等に接すること、保護者がどんな仕事に就いていようとも、子どもが通っている幼稚園や保育所、小学校などの中で平等に発達がきちとなされていくように、先生方は丁寧に関わっていきましょうということが出されているので、併せて、そういうことが改定になっているなというのが1つありました。

それから、3点目ですが、幼児教育と保育の無償化の話がありましたが、これは本当にいつも他の方からも言われるのですが、赤穂市はすごい財源があるのだねと。認定こども園が無くて、全て公立の幼稚園、保育所が16園で、これは全部、市の財源が持ち出しになっています。認定こども園は、国、県、市と割合があって、市の割合がすごく少なくてすむのですが、ますます無償化になって大変なので、本当に子どもたちが食べる分の給食費はしっかり出していただいたらいいのかなと思います。これは私の感想ですが。

それともう1点、最後に委員からご意見がありました一時預かりですが、その辺のところは今後どうしていくのかなと。やはり、保護者のニーズも合わせながら、検討していかないと、段々、状況も変わってきていますので、懇談会も必要があって小学校でされているので、ここがいつも問題に挙がっているところですね。2、3人しか集まらない。で、子どもをどうしようというのもありますので、そのあたりも今後、考えていかないといけないのかなと思いました。以上、簡単ですが、ありがとうございました。

～会長～

ありがとうございました。

今日、皆さんから出していただきましたご意見、ご質問等は、また、計画の中に反映させるように素案を作っただけだと思います。それで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日の議事につきましては、以上でございます。拙い司会で時間がかかりかかってし

まいりましたが、皆さまのご協力のもとで、終えることができました。ありがとうございます。
では事務局にお返しいたします。

4. その他

～事務局～

会長、ありがとうございました。

それでは、その他、何か、この場で皆様からおっしゃっていただくことはありますでしょうか。
次回は、11月中旬をめどに予定しております。また、お忙しい時期だとは思いますが、ご参集
いただきたいと思います。

その他は特によろしいですか。

それでは、事務局といたしましても、皆様からいただきました意見を基に、今後、素案を作成
してまいりたいと思いますので、次回の会議で審議をよろしく願います、

では、以上をもちまして、令和元年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を終了といたします。
本日はありがとうございました。

5. 閉会

以上